

2 空家を貸したい方、借りたい方

Q 1 空家を貸したいがどこに相談すればよいか分かりません

Q 2 空家を貸したいが改修は必要ですか？

Q 3 空家を貸したいが賃料の相場はいくらくらいか？

Q 4 空家への居住者を募集したいが、区が手伝ってくれるか？

Q 5 空家の活用方法について相談したい。売却は考えていない

Q 6 空家を借りて住みたい

Q 7 空家を借りて事業をやりたい

Q 8 空家を借りてリノベーションをして又貸ししたい

Q 9 空家を借りて公益的な事業をやりたい。賃料は問わない

Q 1 0 近所にある空家を借りたいので所有者を教えてください

Q 1 空家を貸したいがどこに相談すればよいかわかりません

A 1 大田区では、区内の空家を公益的に活用する取組を進めています。空家の所有者と利用希望者の架け橋となり[マッチング](#)をサポートする「[空家等地域貢献活用事業](#)」を行っています。

詳しくは「[住宅・空家相談窓口](#)」へご相談ください。

大田区役所 7階 03-5744-1348 大田区蒲田 5-13-14

受付時間 8:30～17:00(土日・祝日・年末年始を除く)

また、一般の不動産会社に依頼する場合は、不動産分野の協定団体をご案内します。

- ・公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会第五ブロック(大田区支部) 03-6456-3236
- ・公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部城南支部

TRA 不動産相談室 03-5338-0370

[【目次に戻る】](#)

Q 2 空家を貸したいが改修は必要ですか？

A 2 「[空家等地域貢献活用事業](#)」では、所有者様と利用希望者様の話し合いで改修費用の負担区分について決めていただいております。[躯体](#)に係る部分については所有者様負担で改修し室内の内装等については利用者様の負担で改修するなどの場合があります。

一般的な賃貸の場合は、実際に中の状態を確認しなければ改修の必要性は判断できません。

不動産会社にご相談ください。または、不動産分野の協定団体をご案内します。

- ・公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会第五ブロック(大田区支部) 03-6456-3236
- ・公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部城南支部

TRA 不動産相談室 03-5338-0370

[【目次に戻る】](#)

Q 3 空家を貸したいが賃料の相場はいくらくらいか？

A 3 専門家がおおよその賃料を査定します。

不動産分野の協定団体をご案内します。

・公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会第五ブロック(大田区支部) 03-6456-3236

・公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部城南支部

TRA 不動産相談室 03-5338-0370

専門家の査定をもとに貸主が賃料を設定する流れが一般的です。

また、査定は複数社へ依頼し比較検討すると良いでしょう。

[【目次に戻る】](#)

Q 4 空家への居住者を募集したいが、区が手伝ってくれるか？

A 4 「[空家等地域貢献活用事業](#)」は、[公益的な事業](#)をされる方のみのご紹介になります。

高齢者や、障がい者の方のグループホーム等の運営者をご紹介することができる場合が

あります。一般の方の住居としてのご紹介はできません。

[【目次に戻る】](#)

Q 5 空家の活用方法について相談したい。売却は考えていない

A 5 空家の活用方法には以下のような選択肢が考えられます。

物件の立地、面積、築年数等によって活用方法はさまざまです。

- ・大田区の「[空家等地域貢献活用事業](#)」を利用する。
- ・リフォーム又は建替えをして賃貸物件として一般の不動産会社に依頼する。
- ・空家のリノベーション事業を行っている民間事業者へ依頼する。
- ・親族等が住居として利用する。
- ・解体して駐車場等に転用する。等他

詳しくは「[住宅・空家相談窓口](#)」へご相談ください。

大田区役所 7 階 03-5744-1348 大田区蒲田 5-13-14

受付時間 8:30～17:00(土日・祝日・年末年始を除く)

[【目次に戻る】](#)

Q 6 空家を借りて住みたい

A 6 居住目的の方への物件のご案内はしておりません。不動産会社等へご相談ください。

[【目次に戻る】](#)

Q 7 空家を借りて事業をやりたい

A 7 [公益的な事業](#)であれば「[空家等地域貢献活用事業](#)」がご利用いただける場合があります。
「[住宅・空家相談窓口](#)」へご相談ください。

大田区役所 7 階 03-5744-1348 大田区蒲田 5-13-14

受付時間 8:30～17:00(土日・祝日・年末年始を除く)

事業内容に公益性が認められない場合は、対象外となりますので不動産会社等へご相談ください。

[【目次に戻る】](#)

Q 8 空家を借りてリノベーションをして又貸ししたい

A 8 「[空家等地域貢献活用事業](#)」としては対象外です。不動産会社等にご相談ください。

※ただし、高齢者、障がい者、ひとり親などの住宅確保要配慮者を対象とした居住支援の分野は除く。

[【目次に戻る】](#)

Q 9 空家を借りて[公益的な事業](#)をやりたい。賃料は問わない

A 9 [公益的な事業](#)と認められれば「[空家等地域貢献活用事業](#)」を利用できますが、家賃は一般の不動産相場になる場合がほとんどです。登録物件の多くは、不動産会社と併用して登録している場合があります。

[【目次に戻る】](#)

Q 1 0 近所にある空家を借りたいので所有者を教えてください

A 1 0 空家の所有者の情報は個人情報になりますのでお答えしておりません。

[登記簿謄本](#)を取る等してご自身でお調べください。

[【目次に戻る】](#)

○用語集

【躯体】

建物を支える骨組みのこと

【登記簿謄本】

土地や建物の所有者等が記載されている文書のこと